

平成28年度  
芦屋市火葬場  
指定管理者年度協定書

芦屋市

## 平成28年度芦屋市火葬場の管理運営に関する年度協定書

芦屋市（以下「甲」という。）と太陽築炉工業株式会社（以下「乙」という。）とは、平成25年4月1日付けで締結した芦屋市火葬場指定管理者基本協定書第27条の規定に基づき、次のとおり年度協定を締結する。

（協定の期間）

第1条 この協定の期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

（指定管理料）

第2条 前条に定める期間の指定管理料は、金32,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とし、その内訳は、別紙のとおりとする。

（指定管理料の支払い時期）

第3条 指定管理料は、四半期毎に指定管理料の4分の1相当額である金8,125,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を、適法な請求書受領後30日以内に支払うものとする。

（指定管理料の変更）

第4条 甲又は乙は、物価の急激な変動その他予測できなかった事情等により、当初の指定管理料が適当でないと認めたときは、相手方に対して書面をもって指定管理料の変更を求めることができる。

（指定管理料の精算）

第5条 乙は、事業年度終了後30日以内に指定管理料に係る収支決算書を甲に提出し、精算の結果、維持費相当分に残額が生じた場合は、直ちに甲に返納するものとし、不足が生じた場合は、甲乙協議の上、追加措置を講ずるものとする。

（施設の維持補修等）

第6条 施設の維持補修及び備品の取得等は、甲乙協議の上、行うものとする。

（疑義の決定）

第7条 この年度協定に関して、疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この年度協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年 4月 1日

甲 芦屋市精道町7番6号  
芦屋市  
芦屋市長 山 中 健

乙 福岡市博多区東公園6番21号  
太陽築炉工業株式会社  
代締取締役社長 江 口 正 司

## 28年度 芦屋市聖苑指定管理者委託費内訳

### 1 管理運営経費（人件費、事務費、管理費、事務経費）

19,800,000円×1.08=21,384,000円

### 2 維持費（11,116,000円）

#### (1) 電気使用料

314,750円×12か月=3,777,000円

#### (2) 水道使用料

2,800円×12か月=33,600円（34,000円）

#### (3) 燃料費（白灯油）

人体 900体×50<sup>リットル</sup>×107円×1.08=5,200,200円

動物 98回×50<sup>リットル</sup>×107円×1.08= 566,244円

5,766,444円（5,767,000円）

※ 動物：週2回火葬。

#### (4) 施設補修費

100,000円

#### (5) 物品補修費

20,000円

#### (6) 園芸材料費

2,000円×12か月=24,000円

#### (7) 電信電話料

14,700円×12か月=176,400円（177,000円）

#### (8) 警備業務委託料

65,000円×12か月×1.08=842,400円（843,000円）

#### (9) 自家用電源設備点検業務委託料

23,100円×12か月×1.08=299,376円（300,000円）

#### (10) 消防設備保守点検業務委託料

28,000円×1.08=30,240円（31,000円）

#### (11) 受水槽清掃業務委託料

20,000円×1.08=21,600円（22,000円）

#### (12) 残骨灰処理業務委託料

19,000円×1.08=20,520円（21,000円）

委託費 32,500,000円

管理運営経費 21,384,000円

維持費 11,116,000円

※維持費については概算払いとし、年度終了後30日以内に精算すること。

税抜き額

委託費 30,092,593円

管理運営経費 19,800,000円

維持費 10,292,593円

消費税 2,407,407円

---

計 32,500,000円